

入札説明書

大分県農林水産研究指導センター水産研究部自家用電気工作物保安管理業務委託に係る入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 大分県農林水産研究指導センター水産研究部
自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履行場所 大分県農林水産研究指導センター水産研究部
- (3) 契約期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日（長期継続契約）
- (4) 業務内容 別添仕様書のとおり

2 入札方法

- (1) 本案件は、物品等電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。
当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか、大分県物品等電子入札システム運用基準による。
- (2) 入札金額の入力には6桁の認証番号が必要であり、入札参加申請が承認された際の電子メールにより送信される。なお、認証番号は再発行しない。
- (3) 入札金額は一月あたりの金額とすること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札価格に円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとし、契約金額は、落札金額に36を乗じて得た額とする。
- (5) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を準用する。

3 開札の日時

令和8年7月17日（金）午前9時

4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合、最低入札価格、再入札の金額の入力期限、開札日時を物品等電子入札システムにより通知する。なお、再度の入札は2回までとする。

5 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号により免除とする。

6 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号により免除とする。

7 最低制限価格に関する事項

設定しない。（大分県契約事務規則第24条）

8 入札説明会
実施しない

- 9 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地の6
大分県農林水産研究指導センター水産研究部 管理担当
電話番号 0972-32-2155

10 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

11 入札説明書等に対する質疑

- (1) この説明書およびこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（別紙様式）を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年7月8日（水）午後4時15分

イ 提出場所

大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地の6
大分県農林水産研究指導センター水産研究部 管理担当

電話番号 0972-32-2155

FAX番号 0972-32-2156

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、FAX等で提出すること。FAX送信の際は、送信の直前に電話で連絡すること。

- (2) (1)により質問票を受領したときは、回答を大分県ホームページに掲載するものとする。

12 その他

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。